

釜石都市計画公園の変更（釜石市決定）

都市計画公園中 2・2・13 号嬉石公園及び 2・2・19 号鶴住居公園を廃止する。

理由 東日本大震災津波の被害から早期復興を図るため、本案のように変更するものである。

都市計画の決定理由書

【計画を廃止する公園】

(2・2・13号嬉石公園、2・2・19号鵜住居公園)

嬉石公園、鵜住居公園が位置する嬉石松原地区、鵜住居地区は、東日本大震災により既成市街地が壊滅的な被害を受けたことから、被災市街地復興土地区画整理事業により市街地復興をすることとしている。

今回、公共施設の再整備を行うとともに、土地を集約・再配置して有効利用を図ることにより、安全で良好な市街地の形成を行う土地区画整理事業の都市計画決定と合わせて都市計画公園を廃止するものである。

土地区画整理事業による公園の計画については、地区の実情、土地利用に合わせ児童の遊戯・運動等の利用・高齢者の運動・憩いの利用に配慮し、身近な公園として機能を発揮できるよう配置するものとし、嬉石松原地区においては、街区公園を2箇所整備する予定であり、鵜住居地区では、地区外東側の鵜住居小学校・釜石東中学校跡地に予定している都市公園と一体的な施設整備を図ることを計画している。

(参 考) 既決定の釜石都市計画公園

釜石都市計画公園の決定

(昭和 50 年 12 月 17 日 釜石市告示第 58 号)

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公園名			
街区公園	2・2・13	嬉石公園	釜石市嬉石町二丁目	約 0.07ha	主要な公園施設 水呑場 便 所 水銀灯 ベンチ 花だん 遊 具

「区域は総括図表示のとおり」

釜石都市計画公園の決定（釜石市決定）

(昭和 55 年 2 月 26 日 釜石市告示第 34 号)

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公園名			
街区公園	2・2・19	鵜住居公園	釜石市鵜住居町第 15 地割	約 0.15ha	主要な公園施設 遊 具 ベンチ 水銀灯 水呑場 便 所

「区域は総括図表示のとおり」